

マイナンバーに関する送付物一式（案）①

【資料 1】

「送付される封筒」



おもて面



うら面

「まいなんばー
つうち」
と点字してあります。

「音声コード」
無料アプリ等でもマイナン
バーに関する簡単なお案
内を音声で聞くことができ
ます。

マイナンバーに関する送付物一式（案）②

【資料 1】

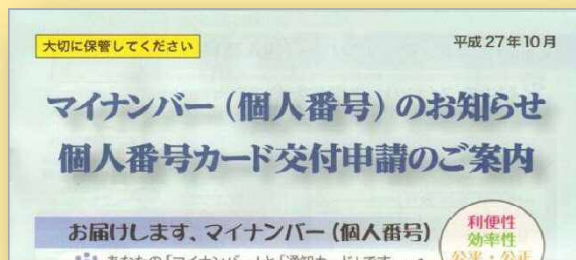
「封入されているもの」



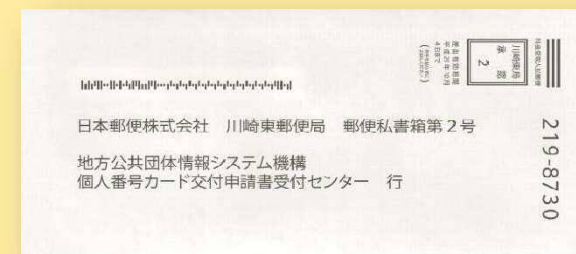
①宛名台紙（お問い合わせ先記載あり）



② 通知カード
＋個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書
＋音声コード台紙
※世帯人数分(1通で最大8人まで)



③説明用パンフレット（8ページ3つ折り）



（おもて面）

④個人番号カード申請書の返信封筒

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案) 【資料 1 - 1】

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

みほん

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月 XX日

□□市長
A123456789

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
* 番号	花子		
* 氏名			
* 住所	○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号		
生年月日 *	平成5年3月31日	性別 *	女
【代替文字情報】			
電話番号		外国人住民 の区分 *	
在留期間等 満了日の有無 *	-	在留期間等 満了日 *	-
右欄の点字表記を希望する ※最大 11 文字まで (漢字等は 1 文字)	☐ パンゴウ ハナコ		

※上に入力されている情報は、平成 00 年 00 月 00 日現在のものです。

←

左の QR コードを読み取るとスマートフォン等から
交付の申請ができます。

申請書 ID 1234 5678 9012
3456 7890 123

右の QR コードは製造管理用です→

視覚障がい者用
音声コード

10000019 01/01
3190110000019#

【おもて面】

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

みほん

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月 XX日

□□市長
A123456789

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
* 番号	花子		
* 氏名			
* 住所	○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号		
生年月日 *	平成5年3月31日	性別 *	女
【代替文字情報】			
電話番号		外国人住民 の区分 *	
在留期間等 満了日の有無 *	-	在留期間等 満了日 *	-
右欄の点字表記を希望する ※最大 11 文字まで (漢字等は 1 文字)	☐ パンゴウ ハナコ		

※上に入力されている情報は、平成 00 年 00 月 00 日現在のものです。

←

左の QR コードを読み取るとスマートフォン等から
交付の申請ができます。

申請書 ID 1234 5678 9012
3456 7890 123

右の QR コードは製造管理用です→

視覚障がい者用
音声コード

10000019 01/01
3190110000019#

【うら面】

大切に保管してください

平成 27 年 10 月

マイナンバー (個人番号) のお知らせ 個人番号カード交付申請のご案内

お届けします、マイナンバー (個人番号)

- あなたの「マイナンバー」と「通知カード」です...1
- 大切にしていね「マイナンバー」と「通知カード」...1
- よりよい暮らしへ「マイナンバー制度」...2

利便性
効率性
公平・公正
のための番号です



大切にしていね

申請していね、個人番号カード

- あなたの「個人番号カード」が申請できます...3
- 「メリット」いっぱい「個人番号カード」...3
- とっても便利「コンビニ交付サービス」...4
- 広がる使いみち「電子証明書」...4
- 「セキュリティ」もしっかり「個人番号カード」...4
- さあ、申請しよう...5
- いよいよ、受け取りに行きましょう...7

とっても
便利

交付手数料は
無料



ぜひ 申し込んでね

総務省 ・ 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) とは、都道府県・市区町村が
共同して運営する組織です。

本件は、J-LIS が全国の市区町村長から委任を受けて実施しています。